

パートナーからの モラハラ

参加費
託児
無料

見えづらい暴力と子どもへの影響

開催日時

2024年

11月9日(土) 10:00~12:00



これって モラハラかも？

突然怒り出すので、いつもビクビクしている
子どもの前で「常識が無い」などとバカにされる
失敗は全てこちらの責任になる etc.

モラハラ(モラルハラスメント)は、言葉と態度を通じて、相手の心に深い傷を与え自尊心を奪う「暴力」です。

加害者も被害者も、自分では気づきにくく、繰り返し行われるため、大きなダメージになる恐れがあります。モラハラは、子どもの育ちに影響を及ぼすともわれています。

心を傷つける暴力について、最新の法知識や事例を通じて、人権の視点で考える講演会です。

講師 弁護士 中村 衣里

西宮Women's法律事務所

兵庫県職員として勤務後、弁護士登録(兵庫県弁護士会)。法律相談や代理人活動のほかにも、弁護士会での委員会活動や自治体の委員等の公益活動、大学や大学院、各種セミナー等において法律やジェンダー平等についての講義・講演を行っている。



会場 西宮市男女共同参画センター・ウェーブ411学習室

対象 テーマに関心がある人 25人

託児 あり ※11/1(金)までに要申込
(先着順・1歳~就学前まで)

お申込 9/20(金)午前10時から
電話・窓口・申込フォームにて受付
※事前質問は申込フォームからのみ受付します



講演会では、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンや、児童虐待対応とDV対応の連携の象徴として、パープルリボンと「児童虐待防止」のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせたWリボンを配布します。

※リボン製作協力：地域共生館ふれぼの

申込フォーム

9/20(金)午前10時から



毎年11月12日から11月25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です

西宮市男女共同参画センター ウェーブ

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階

Tel:0798-64-9495 受付:9:00~17:00(月~土)



★フェイスブックとX(旧ツイッター)で情報発信しています

ウェーブは「誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現」を基本理念として活動しています。

※災害時に開催中止になる場合があります。ウェーブから参加者へ連絡はいたしませんので、HPなどで情報をご確認ください。

